

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年4月24日（火）午前8時56分～午前9時15分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「狛江市耐震改修促進計画（平成30年4月改定）（案）及び狛江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（2018）（案）について」の説明をお願いします。

部 長 社会資本整備総合交付金交付要綱が平成28年10月に改正されたことに伴い、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを狛江市耐震改修促進計画に盛り込むことについて、29年3月29日の庁議で了承いただき、狛江市耐震改修促進計画を改定しました。平成29年度は、このアクションプログラムに基づき、木造密集地域を中心に旧耐震基準で建築された住宅を355件訪問し、耐震化に関する情報提供等の普及啓発を行ってまいりました。

平成30年度より、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業の拡充として、住宅の耐震化を総合的に支援するメニューが創設されることとなり、このメニューを活用することで従来までの国費だけでなく、都費についても配当されることとなりました。ただし、このメニューの活用には、アクションプログラムへの「耐震改修事業者の技術力の向上」に関する事項等の設定が要件となること、また、取組内容、目標及び実績について毎年見直す必要があることから、この度、狛江市耐震改修促進計画と住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（2018）を別の計画として、策定・改定します。

なお、狛江市耐震改修促進計画については、その点を踏まえた修正を行っています。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

続いて審議事項2「狛江市自転車ネットワーク計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長 4月17日の庁議から継続審議となっている本計画について、各部署からいただいた意見を踏まえ、文言の修正を行いました。なお、内容についての

修正はありません。

この修正した内容で、パブリックコメント及び市民説明会を実施したいと考えています。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「狛江市債権管理条例に基づく債権放棄について」を報告してください。

部長 狛江市債権管理条例第7条の規定に基づき、学童保育所児童育成料債権等について、3月30日付けで債権放棄を行いました。

債務者数は5人、期別件数22件で債権放棄額は61,800円であり、条例第7条第1号の「当該市の私債権について消滅時効が完成したとき。」に該当すると判断し、債権放棄しました。

債権放棄の状況については、債権管理条例第8条の規定に基づき、議会に報告します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「全国瞬時警報システムに関する全国一斉自動放送等試験の実施について」を報告してください。

部長 全国で実施される全国瞬時警報システム訓練に伴い、防災行政無線による放送を行います。

平成30年度の情報伝達訓練は4回実施予定であり、第1回は5月16日午前11時頃に実施します。なお、第2回以降の日時と放送内容は、資料のとおりです。

周知は広報こまえ、市ホームページ及びこまえ安心安全情報メール等で行います。

また、訓練当日は、職員向けにJ-ALERTメールを配信しますので、受信確認をお願いします。なお、メールを受信できなかった職員は、安心安全課へご連絡ください。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「(仮称)北部児童館指定管理者の選定について」を報告してください。

部長 (仮称)北部児童館は、平成31年4月1日の開設を目指しており、この度、指定管理者による児童館の管理・運営を行うため、事業者を募集します。

スケジュールについて、学識経験者3人、企画財政部長及び児童青少年部長によって構成される指定管理者選定委員会を5月中に立ち上げ、当委員会において、応募資格、選定方法の詳細を決定します。

また、5月末日に建設予定地のこども自由ひろばを閉鎖し、第2回定例会での工事契約の議決後に建築工事に着手します。

6月頃から公募を開始し、財務分析や選考会を経て9月には指定管理者の候補を選定したいと考えています。

なお、候補の選定の際には、法人の財務基盤の安定性を確認するため、監査法人に財務状況分析を依頼します。

また、第4回定例会で指定管理者の指定の議案を上程する予定です。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「こまえ桜まつりに伴う多摩川河川区域の活用に関する実施結果について」を報告してください。

部長 こまえ桜まつりと同日に、調布市境から多摩川住宅南口交差点近辺までの区間について、火気を使用した調理を試験的に解禁しました。

当日は、約80人、15グループのバーベキューの実施を確認しました。

匂い及び騒音の影響については、市職員による地点調査及び近隣住民へのヒアリングを行い、いずれも特に大きな影響はないという結果になりました。

しかし、平成29年度は見受けられませんでした。今回は実施可能時間を過ぎて片付けが終わらないグループがありました。また、バーベキュー実施者のものと思われるごみの放置も若干見受けられたこともあり、今回の状況に鑑みると、常時解禁となった場合、市外から多くの利用者が集まり、現状の秩序が維持できなくなることが懸念されます。

このことから、平成31年度の火気使用の試験的解禁の実施及びバーベキュー等に関するガイドラインの策定については、これまでの実施結果を踏まえて検討したいと考えています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項5「平成29年度使用済小型家電イベント実験回収結果について」を報告してください。

部長 平成25年4月1日から使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行され、使用済小型家電の資源化が求められています。

平成29年度最後の使用済小型家電イベント実験回収を3月18日に実施し、この度集計が終了しました。

平成28年度比で、参加者数が41人、約2.3%減となったものの、回収量は828kg、約4.4%増となりました。

周知は、市内及び市内掲示板へのポスターの掲示、広報こまえ、市ホームページ、こまeco通信及びツイッターへの掲載並びにチラシの配布により行いました。

アンケート回収総数は、1,749枚です。

総回収量は約19,459kgで、内訳は、対象2品目が約659kg、2品目以外が18,800kgです。

品目別の資源化量は、金属類が9,549kg、プラスチック類が7,688kgで、全体の資源化量が17,237kg、資源化率は91.69%です。

参加者は1,749人で、会場である市役所に近い地域ほど参加者が多くなる傾向があります。また、今回も10代から80代まで幅広く参加いただいております。

り、年齢層としては、40代が429人で24.8%、50代が370人で21.4%、60代が342人で19.7%となり、順位等は平成28年度とほぼ同じ結果となりました。

実験回収を知った媒体について、広報こまえが45.0%、市ホームページが14.4%、こまeco通信が12.7%となっており、この結果からも、これらの媒体が幅広い市民に対しての周知方法として有効であると考えられるため、今後ごみ施策の普及・啓発に活用してまいります。

回収した使用済小型家電のうち、対象2品目の合計数量は473台、659.5kgです。内訳は、ノート型パソコンが247台で632.6kg、携帯電話が226台で26.9kgです。

平成28年度までは15品目として計測を行っていましたが、これまでもノート型パソコンと携帯電話の2品目が回収数量や有用金属の大半を占めることから、29年度からは2品目へ変更しています。

次に、2品目以外の調査結果です。合計数量は、3,515台、重量は18,800kgです。内訳は、プリンターが289台、掃除機が272台、扇風機が237台となり、順位は多少前後するものの、平成28年度とほぼ同じ結果となりました。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項6「教育長職務代理者の指名について」を報告してください。

部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する教育長職務代理者に、佐藤正志委員を指名しました。

なお、平成30年度からの新教育長制度への移行により、教育委員会委員長と教育長が一本化されており、これに伴い、教育委員会委員長及び委員長職務代理という職は廃止されていますので、留意願います。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項7「西河原公民館大規模改修の工程について」を報告してください。

部長 平成29年度及び30年度の2か年にわたって実施しているあいとびあセンター及び西河原公民館大規模改修工事について、西河原公民館の館内の改修工事がメインとなる30年度の工程が、この度決定しました。

館内の工事については、公民館という施設の役割を踏まえて、利用者への影響を最小限にとどめることを目的として、公民館機能を維持しながら、フロアごとに実施します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項8「平成29年度決算審査の日程について」を報告してください。

部長 平成30年度は、7月11日、12日、13日、18日及び19日の5日間で審査を行う予定であり、7月20日を予備日としています。

公務の都合により受審順序を変更したい場合は、部内で調整の上、事前に

監査委員事務局へ連絡をお願いします。

なお、決算審査意見書取りまとめ後の決算審査の講評については、8月16日午前9時から特別会議室で行いますので、市長、副市長、教育長、会計管理者、各部長及び財政課長の出席をお願いします。

市長 報告を了承とします。その他お知らせはありますか。

部長 庁舎への警備員配置についてです。

来庁者や職員の安全確保を図ることを目的として、委託により、5月1日から庁舎へ警備員1人を配置します。

配置時間について、平日は午前8時30分から午後5時15分まで、日曜窓口実施日は午前9時から午後1時までとし、基本的には2階正面出入口自動ドア付近で立哨していただく予定です。また、市役所及び防災センター内と敷地内全域の巡回監視や各種緊急事態への初期対応等も実施していただきます。

なお、警備員は事業者指定の制服を着用して警備にあたります。

市長 その他何かありますか。

部長 4月17日の庁議において、重要と書かれた公開文書の9・10行目にある見聞に基づく記述に関する事情聴取の結果について報告したところですが、この調査に関する議論の中で指摘をいただいた文書管理に対する信頼が疑われたとする証言の疑義に関する調査について、虚偽を立証する又は反証する物的決定的な証拠がないことから、総務部職員課としては、先だつての報告以上の調査は限界であると考えます。

以上のことから、その取扱いについては、事情聴取の資料をお渡しした上で、副市長に一任したいと思いますが、いかがでしょうか。

副市長 総務部がそのような意見ということであれば、私が引き受けます。その際、公平性の観点から複数での対応が良いと考えるため、参与に補佐を、職員課主幹に書記をお願いしたいと考えています。

また、本件に限り、個人情報の取扱いの許可をいただければと思います。

市長 それでは、そのように決定します。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5月8日午前9時から開催します。